

令和7年度

おいらせ町農業委員会

第10回 総会議事録

期日 令和 7年12月12日

場所 おいらせ町役場本庁舎

第10回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場本庁舎 庁議室

2. 開会期日 令和 7年 12月12日 (金) 午後 4時03分

3. 閉会日時 令和 7年 12月12日 (金) 午後 4時26分

4. 出席委員

1 番 上久保 辰視 君	2 番 袴田 光雄 君	3 番 岩崎 仁 君
4 番 吉田 良紀 君	5 番 柏崎 幸子 君	6 番 日ヶ久保 浩幸 君
7 番 立花 友彦 君	8 番 田中 正幸 君	9 番 玉川 勉 君
10 番 松林 一弥 君	11 番 久慈 弘子 君	12 番 日ヶ久保 亨 君
14 番 松林 勝智 君		

5. 欠席委員

13 番 沼舘 廣志 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第26号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第27号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (3) 報告第28号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書発行について
- (4) 議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (5) 議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (6) 議案第31号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について
- (7) 議案第32号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行の承認について

7. 会議録署名委員

6 番 日ヶ久保 浩幸 君、8 番 田中 正幸 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 木村 英樹 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時03分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和7年度第10回総会を開催いたします。</p> <p>ただ今の出席委員数は、14名中 12名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、13番 沼館 委員は欠席で、7番 立花 委員については、遅れてくるということです。ご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、7番 立花 友彦 委員、8番 田中 正幸 委員 をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>(事務局確認中)</p>
議 長	<p>すみません、立花 委員がまだ来ていないということで、6番の日ヶ久保 委員をお願いいたします。</p> <p>では、よろしいですか。</p>

議 長	<p>(異議なし)</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第26号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、報告第26号について説明します。</p> <p>議案書の1-1から1-4ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第26号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。…ないですか。</p>
議 長	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>特にないようですので、報告第26号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第27号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、報告第27号について説明します。</p> <p>議案書の2-1から2-7ページをご覧ください。</p> <p>令和7年10月総会で決定した16件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。…よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第27号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に報告第28号「相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書発行について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、報告第28号について説明します。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>相続税の納税猶予の適用を受けている者は税務署に対して、3年ごとに継続届を提出することとなっており、添付書類として、農業委員会から発行する各種証明が必要となります。</p> <p>相続税の納税猶予制度は、農地等の受贈者が農業経営を継続することを前提として設けられている制度ですが、旧農業経営基盤促進法等に基</p>

<p>議 長</p>	<p>づく貸し付けについては、特定貸付けとして納税猶予は打ち切りになりません。</p> <p>今回、議案書に記載の者は、利用集積計画書及び台帳により旧農業経営基盤促進法での貸し付けが確認できましたので、事務局長専決により本証明書の発行を行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、報告第28号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に議案事項に入ります。議案第29号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、議案第29号について説明します。</p> <p>議案書の4-1、4-2ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、2件であり、権利の内容は、使用貸借権の設定が1件、所有権移転が1件です。</p> <p>番号1は10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>貸渡人は [] 外1名、借受人は []。土地の所在は 黒</p>

	<p>坂谷地の畑 1筆、面積は合計1,340平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は売買による所有権移転です。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。土地の所在は 豊栄二丁目の田 9筆、面積は合計8,978平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。
10番 (松林委員)	<p>はい、10番 松林。</p> <p>豊原、これ豊栄だべ。</p>
事務局 (柏崎事務局長)	すみません、豊原って言いましたか。豊栄二丁目です。豊栄二丁目の田9筆です。すみません、訂正いたします。
議長	<p>ございませんでしょうか、あとは。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>なければ、議案第29号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第29号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に議案第30号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは議案第30号について説明します。</p> <p>議案書の5ページ番号1と資料3、4をご覧ください。</p> <p>権利の内容は所有権移転です。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、黒坂谷地の畑 1筆、面積は635平方メートルです。</p> <p>用途、転用の事由は農家住宅となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
6 番 (日ヶ久保委員)	<p>はい。それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>番号1の申請地は、農家住宅の建築です。汚水は下水道で処理し、雨水は自然浸透させ処理します。周囲の農地は自家消費用の畑として貸借することから、周囲の農地への影響はないと考えます。申請者立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、10ha以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、農業を営んでいます。自己所有の農機具置場が手狭になってきており、アパート暮らしもあわせて解消したいことから農家住宅の建築を計画しました。圃場も近く、閑静な生活しやすい環境であることから、本農地の申請に至りました。申請地周辺で代替地も検討したが条件が折り合わず、当該農地の申請に至ったものです。</p> <p>不許可の例外で認められる、集落接続に該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。…ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第30号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第30号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第31号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、3番 岩崎 仁 委員が当事者となっている事案がございます。</p> <p>議案第31号 番号35は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、岩崎 仁 委員の退出をお願いします。</p> <p>(岩崎 仁 委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、岩崎 仁 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、議案第31号 番号35について説明します。</p> <p>議案書の6-12ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和7年11月27日付けで農用地利用集積等促進計画の意見を求められております。内容は、売買が1件となっております。これにより集積される農地は3筆で、合計面積は2,991平方メートルとなります。計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。岩崎 仁 委員の入室を認めます。</p> <p>(岩崎 仁 委員 入室)</p>
議 長	<p>岩崎 仁 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>それでは、議案第31号 残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-12ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権が19件、賃借権が10件、売買が5件となっております。これにより集積される農地は119筆で、合計面積は199,393平方メートル(19.9ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たして</p>

<p>議 長</p>	<p>おります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
<p>4 番 (吉田委員)</p>	<p>はい。4番 吉田です。</p> <p>この中に売買が5件あったんですけども。例えば30番の [REDACTED] さん。31番もそうですけど。これまでは売買は農地法第3条とか、それから基盤法でやっていたんですけども、今度まず農業委員会としての売買の方向が変わったというのを聞いたおりますけども。私が言いたいのは、本人が買って(法人に)貸されない。今の中間管理機構で(本人名義で)売買すれば(法人に)貸されないということになっているんですけど。この松林さんたちは、もう自分でも会社をやって明らかに、自分が買って会社に貸すということになると思うんですけども、それでも許可になるんですか。</p>
<p>事務局 (尾敷主任主査)</p>	<p>はい。吉田 良紀 委員に対して回答します。</p> <p>実際は会社で使うかもしれないんですけど、契約上は特になくて、この [REDACTED] さんが自分で農地買って、中間管理で契約して使用することになります。</p>
<p>4 番 (吉田委員)</p>	<p>会社に貸されないで、やれるんならいいかと思うが。</p>

事務局 (尾取主任主査)	前回も [REDACTED] で買うっていうのは、こういう条件もあって、法人で買うことになったと思います。
4 番 (吉田委員)	仕方なく、こうしてうちは買ったんですけど。
議長	これは他に何かあるのか、手続き上。
事務局 (尾取主任主査)	経営面積には、農地台帳上入ってこない。
議長	何もないわけだ。
事務局 (尾取主任主査)	免税軽油で使用する耕作証明は、個人のものを取らないといけない。
議長	(経営面積が) 出てこないわけだ。 よろしいでしょうか。じゃあ、いいですか。じゃあ、あとないですか。
2 番 (袴田委員)	はい、2番 袴田。 6-10 ページ、28番のところの、 [REDACTED] さんの所なんですが。 あの、農地でありながら面積の表示が、小数点以下の「.66」。単純な質問ですが、何か意味があるんですか。
事務局	はい、袴田 委員に対して回答します。

<p>(尾歌主任主査)</p>	<p>ちょっと調べてみないと分からないですけど。農地であれば実際端数 って出てこないの。ただ、一桁代の農地に関しては小数点以下の数字が 出るんですけども。今回そうじゃないので、ちょっと確認して後日お知ら せします。</p>
<p>2 番 (袴田委員)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>あと、ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございま せんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。</p> <p>(立花 友彦 委員到着)</p> <p>次に、議案第32号「相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っ ている旨の証明書発行の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、議案第32号について説明します。</p> <p>議案書の7ページご覧ください。</p>

	<p>相続税の納税猶予の適用を受けている者は税務署に対して、3年ごとに継続届を提出することとなっており、関係法令により農業委員会で発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付することになっています。</p> <p>今回、議案書に記載の1名の者より証明願いがありましたので、証明書の発行について承認を求めるものであります。</p> <p>なお、申請者が相続を受けた全ての農地について、遊休農地がないことを事務局の方で確認しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ないでしょうか。</p>
5 番 (柏崎委員)	<p>議長。5番 柏崎です。</p> <p>今、この [] さん亡くなったんですけど。これこういう場合はどうなるんですか。相続してからこの証明書が使用されるのか。亡くなっているから…</p>
事 務 局 (尾畷主任主査)	<p>はい。亡くなったのは、事務局の方でも把握はしてまして。ただ届出人ご自身から、特に取下げとかそういう申し出は今のところ受けてないので、今回総会に諮りました。</p> <p>これが、税務署でもし使われるのであれば、そのままそれを使えますし。使わなくてもこちらはもういいよというのであれば、そのまま、なしとなります。</p>

議 長	<p>あと、ございませんでしょうか。いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第32号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第32号は原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第10回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後 4時26分